

# 令和6年塩尻市議会12月定例会提出案件について

## I 提出案件数

提出案件	17件
条例案件	5件
事件案件	1件
予算案件	5件
報告案件	6件

## II 提出案件の概要

### 【条例案件】

#### 1 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

##### (1) 提案理由

「建築基準法」の一部が改正（令和6年11月1日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものです。

##### (2) 概要

引用している法律の条項を改めるものです。

（建築住宅課）

## 2 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

職員が行ったセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、職権を濫用した個人情報の閲覧等により市民へ不信感を抱かせたことに関し、指揮監督者の責任に対する処分を行うため、市長及び副市長に支給する給料の月額を減額することに伴い、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

令和7年1月に市長及び副市長に支給する給料の月額を、次のとおりとするものです。

職名	現行の給料の月額	減額率	減額後の給料の月額
市長	914,000 円	100分の10	822,600 円
副市長	756,000 円	100分の10	680,400 円

(総務人事課)

## 3 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

失業者の退職手当に係る規定を改めるものなどです。

(総務人事課)

## 4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### (1) 提案理由

「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日から施行されることなどに伴い、関係する条例について必要な改正をするものです。

## (2) 概要

懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものです。

(総務人事課)

## 5 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び塩尻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

「介護保険法施行規則」の一部が改正（令和6年4月1日改正）されたことなどに伴い、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

地域包括支援センターの職員の配置基準を改めるものなどです。

(介護保険課)

## 【事件案件】

### 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(地域共生推進課)

## 【予算案件】

1 令和6年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）

2 令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

### 3 令和6年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（以上 財政課）

### 4 令和6年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

（上水道課）

### 5 令和6年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

（下水道課）

## 【報告案件】

### 1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

#### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る9月30日に専決処分したので報告するものです。

#### (2) 概要

ア 損害賠償の額 67,386 円  
市側の過失割合 100パーセント

イ 事故発生年月日 令和6年7月19日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘高出  
塩尻市立桔梗小学校駐車場

#### エ 事故の状況

桔梗小学校駐車場の樹木の剪定をした際、落下した枝が当該駐車場に駐車していた相手方自動車の左側後部ドアを破損させてしまったものです。

（学校教育課）

### 2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

#### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る10月4日に専決処分したので報告するものです。

## (2) 概要

- ア 損害賠償の額 9,044 円  
市側の過失割合 30パーセント
- イ 事故発生年月日 令和6年8月31日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘高出  
市道野村大門線

### エ 事故の状況

市道野村大門線を北へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪のタイヤを破損したものです。

(建設課)

## 3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る10月4日に専決処分したので報告するものです。

### (2) 概要

- ア 損害賠償の額 22,122 円  
市側の過失割合 20パーセント
- イ 事故発生年月日 令和6年9月8日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字塩尻町  
市道明神平線

### エ 事故の状況

市道明神平線を西へ走行中の自動車が、道路と明神平橋の間に生じた段差に接触し、フロントスポイラーを破損したものです。

(建設課)

## 4 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月8日に専決処分したので報告するものです。

## (2) 概要

- ア 損害賠償の額 93,566 円  
市側の過失割合 100パーセント
- イ 事故発生年月日 令和6年10月28日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大門泉町  
市道大門原11号線

### エ 事故の状況

市道大門原11号線のグレーチングが、相手方自動車が勤務先駐車場から市道に進入した際に乗ったことにより跳ね上がり、当該自動車のマフラーを破損したものです。

(建設課)

## 5 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

### (1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月13日に専決処分したので報告するものです。

### (2) 概要

- ア 損害賠償の額 148,000 円  
市側の過失割合 100パーセント
- イ 事故発生年月日 令和6年11月5日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字木曾平沢  
市道平沢停車場線

### エ 事故の状況

市道平沢停車場線の舗装の一部が、相手方自動車が通過した際に跳ね上がり、当該自動車の左側後輪のタイヤ等を破損したものです。

(建設課)

## 6 令和6年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

(財政課)